

社会福祉法人萬年青友の会

定 款 細 則

(目的)

第一条 この定款細則は、社会福祉法人萬年青友の会定款（以下「定款」と言う。）第四〇条の規定に基づき法人の運営に関して必要な事項を定めるものである。

第二条 定款第二四条の規定により、次に掲げる法人の日常の業務の決定は、理事長が専決し、これを理事会に報告する。

1. 施設長の任免を除く、職員の任免に関すること。
2. 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること。
3. 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

4. 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの。
5. 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの。
 - ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入等で、金額160万円を超えないもの
 - イ 施設設備の保守管理、物品の修理等で、金額250万円を超えないもの
 - ウ 緊急を要する物品の購入等で、金額100万円を超えないもの
6. 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分について、その取得金額100万円を超えないもの

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

7. 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄について、その取得金額100万円を超えないもの

ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。

8. 予算上の予備費の支出
9. 入所者・利用者の日常の処遇に関すること
10. 入所者の預り金の日常の管理に関すること
11. 寄付金の受入れに関する決定

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。